

預金保険制度について

ペイオフについて

平成17年4月以降、当座預金や利息の付かない等の条件を満たす預金(1)は全額保護され、定期預金や利息の付く普通預金などは1金融機関につき預金者1人あたり、元本1千万円とその利息が保護されます。

預金保護の姿

当金庫商品の分類	平成17年4月～	
預金保険の 対象商品 (2)	当座預金 決済用預金 (1)	全額保護
	定期預金 定期積金等	合算して元本1,000万円までと その利息等を保護

- (1) 「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たした預金です。
- (2) 家族の名義を借りたに過ぎない預金等は、他人名義預金として保険の対象外となりますのでご注意ください。

預金保険制度についてのさらに詳しい情報は、こちらをご覧ください。

- ・ [金融庁のホームページへ](#)
- ・ [預金保険機構のホームページへ](#)